

船員保険統合に伴う労災保険率の設定について

船員保険の職務上疾病・年金部門は、平成22年1月に労災保険に相当する部分が労災保険制度に統合される予定

⇒ 労災保険に船員に係る業種を新設
(船員労働の特殊性を共有する一つの保険集団として、同じ種類の事業として取り扱う。)

料率の要素と算定の考え方 (過去の支給実績により算定)

① 業務災害分

短期給付：3年間で平均して収支が均衡するように算定 (純賦課方式)

長期給付^(※)：将来分の給付費用を含め全額徴収するように算定 (充足賦課方式) ※新規年金給付分

② 過去債務分

統合時既裁定の年金給付の将来支給分の総額(移換金)と、労災保険へ統合時に移換される積立金の額との差(積立金差額)の償却に充てる分で、償却期間(35年)中、一律の率で賦課するように算定。

③ 非業務災害分

他の業種と同じ率

④ 社会復帰促進等事業費等

他の業種と同じ率

船員保険統合に伴う労災保険率の設定について

料率(案)(平成22年1月統合時～)

業務災害分	24.5 厘
過去債務分	23.4 厘(※1)
非業務災害分	(※2)
社会復帰促進等事業費分	(※2)

(参考)移換金と積立金差額について

移換金	237,112,253 千円
統合時移換される積立金の額	98,258,919 千円
積立金差額	138,853,334 千円

- (※1) ・ 被保険者数については、過去10年間(平成10年度～19年度)の平均減少率によって統合後10年間を推計し、平成32年度に3.5万人で下げ止まるものとした。
 ・ 償却期間は、35年とした。
- (※2) 計算中(各業種一律)。
 平成18年度料率改定時では、非業務災害分0.8厘、社会復帰促進等事業費分(労働福祉事業費分)1.4厘となっている。